

基本目標 **2** 健康で福祉が充実したまち

- 8 健康・医療
- 9 スポーツ
- 10 地域福祉
- 11 子育て
- 12 高齢者保健・福祉
- 13 障がい者福祉
- 14 保険年金・生活自立支援

都市宣言

- 健康都市宣言（平成元年9月19日決議）
- 食育推進都市宣言（平成21年3月17日決議）

8

健康・医療

1 目的

誰もが生涯を通して心身ともに健康で充実した生活を送り、いつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を整えること。

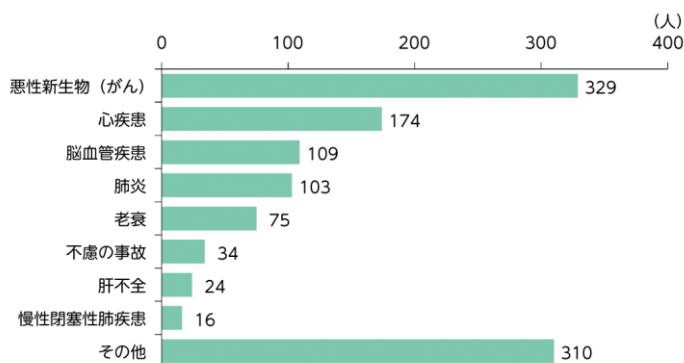
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
肥満（BMI 25 以上）の割合	男性 26.8% 女性 20.2%	23.4%以下 17.2%以下	特定健診と後期高齢者医療健康診査受診者の BMI 25 以上の割合
がん検診の精密検査を受けた人の割合	62.4%	80.0%	各種がん検診の精密検診対象者のうち精密検査を受けた人の割合
日常で医療サービスを受ける環境の満足率	44.9%	50.0%	市民意識調査で「満足」「やや満足」と回答した人の割合

3 現状と課題

- 平均寿命の延伸に伴い、生涯を通じて健康を保持し生き生きと暮らすため、日々の健康づくりや生きがい・きずなづくりの重要性が高まっています。
- 心疾患や脳血管疾患などにつながる生活習慣病を回避するため、特に健康に無関心な方の行動変容を促し、健康づくりを継続して実践できるような取組が求められています。
- 新たに発生する感染症などに対し、感染拡大の防止とともに、予防対策や発生状況などの情報を迅速かつ適切に提供することが求められています。
- 感染症の蔓延や重症化予防のため、予防接種への理解促進と、適切な接種が必要となっています。
- 食や歯科口腔、喫煙など健康に影響を与えるさまざまな要因について、市民の関心を高め、正しい知識の普及を図り、適切な生活習慣の実践を進めていくことが求められています。
- こころの健康に対する市民の関心や理解度を高め、気軽に相談できる窓口を周知し、円滑な社会復帰への支援や自殺の未然防止対策が求められています。
- 高齢化の進展に伴い、在宅医療や病診連携体制のさらなる充実が求められており、誰もが安心して必要な保健医療サービスを受けることができる体制整備が望まれています。
- 救急医療体制は広域的に対応していますが、利用者が安易に受診するいわゆる“コンビニ受診”の横行や、慢性的な医師不足などにより、救急医療体制に支障が出ています。
- AED は 24 時間営業の店舗などに設置していますが、設置場所の減少が懸念されるとともに、使用方法や設置場所の認知度を高める対策が必要になっています。

本市の主な死因別死亡者数



資料：H30 年人口動態統計

4 施策の方向

(1)総合的な健康施策の推進

①スマートウェルネスみしまの推進

- 市民が健康で、まちも産業も元気な“健幸”都市を目指し、健康づくりに無関心な方も含めすべての市民が健康づくりに取り組むことや、「いきがい・きずなづくり」「産業振興・地域活性化」につながるさまざまな施策を推進します。

(2)健康づくりの推進

①生活習慣病予防の強化

- 疾病予防やがんの早期発見により健康寿命の延伸を図るため、市民のニーズを的確に把握し、教育・相談・訪問などにより生活習慣病の予防に努めるとともに、特定健診やがん検診の普及・啓発を強化し受診率の向上を図ります。

②食育の推進

- 食への関心を高め健康な体を保つため、栄養教育や食生活の改善指導、健康講座の充実を図るとともに、食を通じた豊かな心を育むための体験活動を推進します。
- 安全・安心な食への理解を広げるため、地産地消の推進に努めます。

③歯科口腔保健の推進

- 歯科検診や歯周病検診、歯の健康相談、健康教育、フッ化物利用事業などを進め、歯と口腔に関する意識の向上と口腔衛生習慣の確立を図ります。

④感染症の予防・拡大防止

- 定期予防接種の受診率向上を図ります。また、新たな感染症対策では、迅速かつ確かな情報提供や、国や県、関係機関との連携を強化し、検査や予防接種など適切な対応がとれる組織体制を構築するとともに、新しい生活様式の周知に努めます。

⑤精神保健・こころの健康づくりの推進

- 精神障がいやこころの健康、病気、悩みなどへの理解の促進と自殺予防を進めるため、関係機関との連携による精神保健の知識の普及や、相談体制の充実、各種講座を開催します。

⑥喫煙・受動喫煙防止対策の実施

- たばこの害についての知識の普及・啓発を図るほか、禁煙相談や教育を通じた受動喫煙防止対策を推進します。

⑦地域における健康づくり活動の実施・支援

- 地域の健康課題解決のため、保健委員の活動を支援し市民の健康づくりを進めます。また、市民や事業所、NPO、大学などとの協働の取組により健康を核としたまちづくりを進めます。

(3)医療体制の充実

①医療体制の整備・充実

- 医療体制の充実を目指し、病診連携システムの整備、さらには近隣市町や関係機関と連携し医療人材の確保に向けた要望を行うとともに、市民に対してかかりつけ医やかかりつけ薬局を持つことを周知し、在宅医療の普及・啓発を図ります。
- 市民が身近な医療機関で健診や診療を受けやすくするために、医師会をはじめとする医療関係機関と連携し、良質な医療サービスの提供を図ります。

②在宅医療体制の整備・充実

- 市民一人ひとりのライフステージに応じた保健医療が提供されるよう、訪問診療や訪問歯科診療、訪問看護、在宅訪問薬剤管理指導などの在宅医療体制の充実を図ります。

(4)安心できる救急医療体制の構築

①救急医療体制の充実

- 救急医療を担う機関の高度な専門医療機器の充実への支援など、1次救急や2次救急の充実を図ることに加え、症状に応じた適切な受診行動の周知・啓発、24時間営業の店舗と協力したAEDの設置などを行い、救急医療の円滑な運営に努めます。

5 関連する計画

◆地域福祉計画

◆健康づくり計画

◆食育基本計画

◆歯科口腔保健計画

◆いのちを支える三島市自殺対策計画

◆スマートウェルネスみしまアクションプラン

用語集参照

1次救急/AED/NPO/かかりつけ医/食育/スマートウェルネスみしま/生活習慣病/地産地消/2次救急/病診連携システム/ライフステージ

9 スポーツ

1 目的

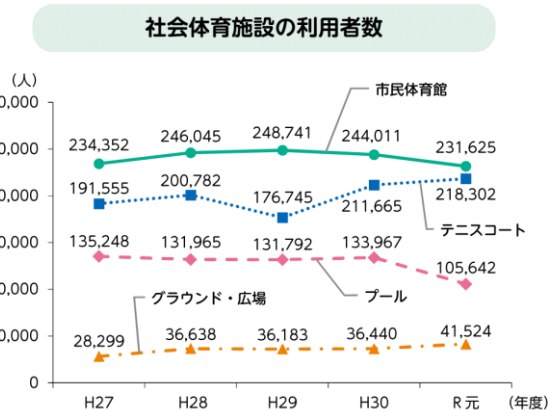
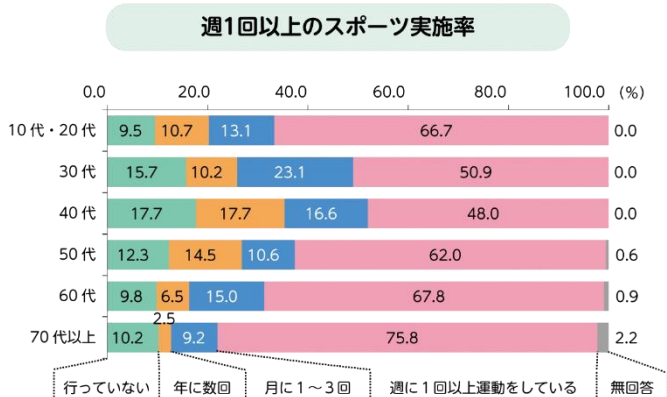
運動・スポーツを行うことが生活習慣の一部となり、すべての市民が、心身共に健康な生活を営むことができる社会を創出すること。

2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
週1回以上のスポーツ実施率	63.9%	65.0%	市民意識調査で「1週間に1回以上運動をしている」と答えた人の割合
体育施設の利用者数	597,093人	630,000人	市立の体育施設（社会体育施設）の利用者数（年間）

3 現状と課題

- 平成29年（2017年）に策定された国の第2期「スポーツ基本計画」では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として、“スポーツで、「人生」が変わる、「社会」を変える、「世界」とつながる、「未来」を創る”を掲げ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むこととしています。
- 国が示す「スポーツ実施率向上のための行動計画」では、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活のなかに自然とスポーツが取り込まれている「Sport in Life」を目指しています。
- 市民意識調査によると、1週間のうちに1回以上のスポーツ・運動を行っている市民の割合は、全体的には増加傾向にあるものの、40代が48%（令和元年度（2019年度））と最も低く、働き盛り世代の運動不足が懸念されています。
- スポーツが健康に良いことは理解しているものの、家事や仕事などで時間が取れない人の割合が43.9%（令和元年度（2019年度））と高く、“行るのが面倒”や“運動が苦手”といった無関心な人も多くいます。
- 地域スポーツの母体となる体育振興会の活動に温度差が生じており、地域によっては気軽にスポーツを通じた健康づくりの機会が減ってきています。
- 生徒数の減少や共働き世帯の増加などにより、子どもが自ら希望するスポーツに親しむことができないケースがみられ、よりスポーツに気楽に参加できる環境整備が望まれています。
- スポーツ施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕が必要となっています。



資料：R元年度市民意識調査

4 施策の方向

(1) スポーツによる健幸都市づくり

①誰もが楽しめるスポーツの推進

- 東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、すべての人々がスポーツの力で輝き、活力のある社会ときずなの強い世界を創るという「一億総スポーツ社会」がレガシーとして実現するよう、世代や性別、障がいを超えて誰もが楽しくスポーツができる環境づくりに努めます。

②各個人に適したスポーツ・運動の実施

- 個人の生活習慣や身体能力に応じた運動機会を増やしていくために、さまざまなイベントに合わせて体力測定会や運動指導を実施します。

③スポーツ施設の整備促進

- 施設の計画的な修繕や適正な維持管理に努めるとともに、総合運動公園など市民のニーズに適した新たなスポーツ環境の充実を図ります。

(2)暮らしを豊かにするコミュニティスポーツの推進

①地域におけるスポーツ団体の編成

- 地域で気軽にスポーツができる環境を整えるため、体育振興会などの活動を支援するとともに、さらなるスポーツ活動の活性化に向け、地域で活動する新たな団体の発足などを検討します。

②学校体育施設開放の有効活用の仕組みづくり

- スポーツ環境のさらなる拡充を図るため、学校などと連携し、より使いやすい学校体育施設開放の仕組みを構築します。

(3)次世代を担う子どもたちのスポーツ環境の整備

①児童のスポーツ環境の整備

- 子どもたちが地域でのびのびとスポーツができるよう、スポーツ少年団の活動内容が充実したものになるよう、指導者の育成に努めるとともに、小学校の放課後を利用し、スポーツ指導や運動遊び教室などの開催を推進します。

②地域における学校部活動の補完機能の整備

- 中学生を対象としたスポーツ活動の充実を図るため、各団体のスポーツ教室などの支援を行うとともに、休日の部活動を地域の活動として実施できる環境の整備を目指します。

③トップアスリートの発掘・育成

- 将来、全国や世界で活躍できる選手の育成を目的に「みしまジュニアスポーツアカデミー」のさらなる充実を図るとともに、県東部地域の市町やスポーツクラブと連携し、広域の取組となるよう、発展を目指します。

5 関連する計画

◆スポーツ推進計画



▲小学校区の運動会



▲みしまジュニアスポーツアカデミー

10

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

地域福祉

1 目的

人がつながり、地域のネットワークが構築され、地域で福祉が推進されるまちづくりを進めること。

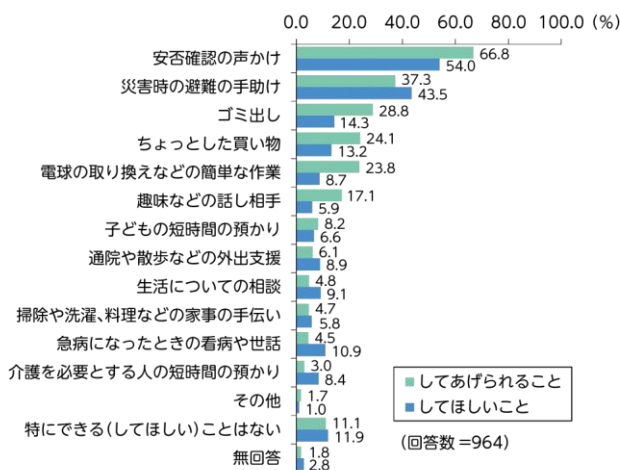
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
近所に助け合うことができる人がいる市民の割合	79.2%	90.0%	市民意識調査で「近所に助け合うことができる人がいる」と答えた人の割合
避難行動要支援者のうち情報提供調査に未回答の人の割合	18.7%	10.0%以下	避難行動要支援者のうち地域への個人情報の提供に関する調査で未回答の人の割合

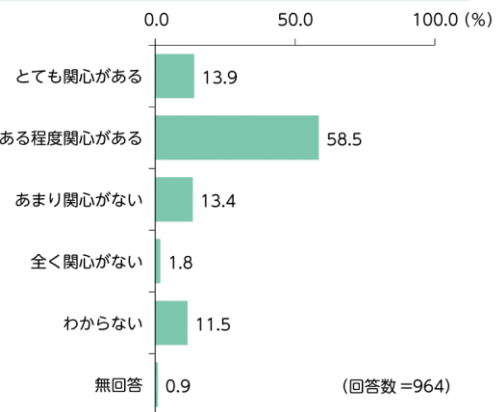
3 現状と課題

- 近年、急速に進む少子高齢化や単身高齢者世帯の増加、ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が大きく変化するなか、家族や地域の支え合う力が弱くなっておりま。
- 活発な地域福祉活動のための情報交換や活動の場の提供、その運営や活動に対する支援、活動を始めるきっかけづくりにより、地域の支え合う力を強化していくことが求められています。
- 地域福祉の中心となる三島市社会福祉協議会が、引き続き拠点的役割を果たしていくことができるよう、福祉サービス機能の充実や老朽化している社会福祉会館の適正な維持管理が求められています。
- 高齢化の進展やひとり暮らし世帯の増加などにより、多様化する福祉ニーズに的確に対応した福祉サービスを提供できるよう、情報発信やサポートの充実が必要となっています。
- 災害時の避難に支援が必要な人（避難行動要支援者）の把握とともに、自主防災会や民生委員・児童委員をはじめとした地域の方々が協力し、適切に避難ができる体制の構築が必要となっています。
- 成年後見制度の意義や仕組みが知られておらず、制度の周知や安心して活用できる体制の確立が求められています。

困っている人にしてあげられる、してほしいこと



福祉に対する市民の関心度



資料：R元年度地域福祉計画策定のためのアンケート

用語集参照

成年後見制度／避難行動要支援者／三島市社会福祉協議会／ライフスタイル

4 施策の方向

(1) 地域福祉を担う人づくりの推進

① 地域福祉の意識啓発

- 地域における福祉意識の醸成を図るため、各種イベントの開催や広報などによる周知・啓発を行うほか、福祉人材の育成やボランティア団体への支援、福祉活動団体への情報提供、交流機会や情報交換の場づくりに努めます。

② 福祉拠点の整備・充実

- 福祉活動が地域で活発に取り組まれるための福祉拠点の充実に向けて、三島市社会福祉会館を計画的に整備するとともに、地域福祉拠点の整備を進めます。

(2) 地域福祉力を高める地域づくりの推進

① 市民の福祉活動への支援

- 民生委員・児童委員や地域活動団体などの活動への支援に努めることで、市民が互いに支え合う主体的な福祉活動を促進します。

② 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- 制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、日ごろから地域で交流できる機会や場づくりをはじめ、隣近所同士の気づかいや思いやりに基づく防災・防犯活動などが促進されるよう地域のネットワークづくりを推進します。

③ 災害に備えた地域体制づくりの推進

- 災害時や緊急時において誰もが安全かつ円滑な避難行動ができるよう、避難行動要支援者名簿と個別支援計画を作成し、災害時の名簿の有効活用と迅速な救助ができる体制づくりを整備するとともに、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員などを中心とした地域連携の強化を図ります。

(3) 地域福祉を支えるまちづくりの推進

① 相談・支援体制の充実

- 福祉を必要とするさまざまな市民に適切なサービスを提供できるよう、福祉の総合相談窓口を強化します。また、成年後見制度の利用促進のため、相談・支援体制を強化します。

② 社会福祉協議会との連携

- 三島市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業などの周知を図るとともに、福祉の総合的な相談や権利擁護など、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。

③ ユニバーサルデザイン

- 誰もが快適に生活できる福祉のまちづくりを目指して、道路や公園、公共施設、公共交通機関などのバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入を推進します。

5 関連する計画

◆ 地域福祉計画

◆ 成年後見制度利用促進基本計画

◆ 地域防災計画

◆ 水防計画



▲ 民生委員・児童委員の活動



▲ 避難行動要支援者避難誘導訓練

用語集参照

成年後見制度／地域共生社会／バリアフリー／避難行動要支援者／三島市社会福祉協議会／ユニバーサルデザイン

11

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

子育て

1 目的

安心して出産や育児ができる環境と、子ども親も地域でともに育つ環境をつくること。

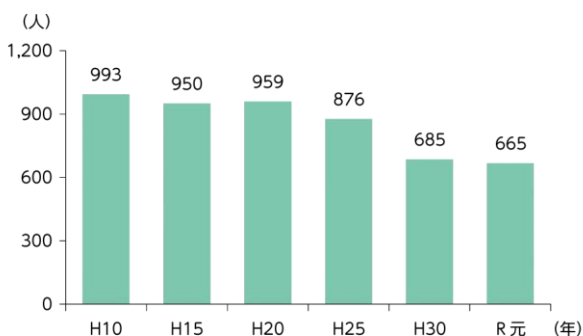
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
保育所等への入所率	92.9%	100%	保育所等への入所申請をしたすべての子どものうち、入所できた子どもの割合
ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」の登録者数	208人	230人	ファミリー・サポート・センターの提供会員である「まかせて会員」の登録者数（累計）
児童発達支援事業所の保護者の満足率	80.0%	85.0%	児童発達支援事業所「にこぱる」を利用する保護者の事業所評価のうち、支援に満足している人の割合

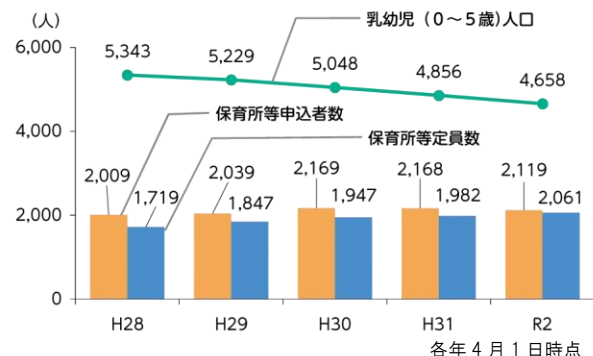
3 現状と課題

- 平成21年（2009年）は922人だった本市の出生数は令和元年（2019年）には665人となり、10年間で大きく減少しています。
- 少子化、未婚化、晩婚化が進むなか、個々のニーズに対応した行政機関などによるサポートの提供や安心して出産子育てができる医療体制が必要になっています。
- 不妊・不育症の治療を受ける夫婦の負担軽減や妊娠期から子育て期まで気軽に相談できる体制など切れ目ない支援が求められています。
- 共働き世帯の増加などによる保育ニーズの高まりによって、本市では保育定員を上回る申込がありますが、施設や保育士などが不足しており保育環境の整備が必要になっています。
- 保育所等にかかわる手続のオンライン化を進めるなど、働く保護者の目線に立った対応が求められています。
- 放課後児童クラブのニーズに対応できるよう、国の面積基準に沿った施設の整備や、児童が安全に過ごすための支援員の確保が必要になっています。
- 子どもの特性に適した支援や保護者のサポートのため、関係機関や専門職が効果的に連携した相談対応が求められています。
- 貧困の状態にある子どもや家庭もあることから、経済状態にかかわらずすべての家庭の子どもを適切に支援する体制づくりが求められています。
- 虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化による個別ケースの情報共有や、啓発活動、連携体制の強化が求められています。
- 地域による子育て家庭の見守りなど、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりが求められています。

出生数



市内の乳幼児人口(0～5歳)と保育所等申込者数



用語集参照

放課後児童クラブ／要保護児童対策地域協議会



4 施策の方向

(1)子どもの健やかな育ちへの支援

①母子保健と医療体制の充実

- 妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援体制の充実を図り、母子の健康を確保するため、疾病予防や健康増進、食育を推進するとともに、増加する育児に関する悩みや不安への相談対応を強化し、保護者の心のケアに取り組みます。
- 近隣市町や関係機関と連携し、安心して出産できる環境の整備や休日を含む産科・小児科救急などの医療体制の確保に努めます。

②保育サービスの充実

- 保育ニーズに対応し、将来を見据えた保育施設や保育士の適切な確保を行うとともに、ICTなどの活用による業務の効率化など、保育士の労働環境の改善と保育環境の充実を図ります。

③放課後児童クラブの充実

- 共働き世帯などが安心して働くことができる環境を実現するため、公設放課後児童クラブの環境整備とともに、民間事業者の参入による受入環境の拡大を検討します。

(2)子育て環境の整備

①子ども医療費などの助成

- 子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、子どもの通院・入院医療費を高校生相当年齢まで無料を継続するとともに、未熟児の治療に必要な医療費の一部を助成します。

②各種手当の支給

- 子育て家庭における生活の安定や子どもの健やかな成長のために、児童手当や児童扶養手当など各種手当の適正な支給を行います。

③ひとり親家庭への支援

- 母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭の健康保持と福祉の向上のため、母子世帯等医療費の助成や母子世帯等祝金などの各種手当を支給するほか、母子父子自立支援員による支援を行います。

(3)発達や生活などに困りごとのある子どもや家庭への支援

①発達支援体制の充実

- 発達に不安のある子どもとその保護者を支援するため、親子教室の実施や相談支援体制の強化、三島市児童発達支援事業所の運営を行い、発達支援体制のさらなる充実を図ります。

②生活に困難を抱える子どもとその家庭への支援

- 経済的に困難を抱えている家庭などの子どもが健やかに育つため、「三島市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、学校や地域、関係機関との連携による子どもとその家庭への支援体制の充実を図ります。

(4)地域社会での子育て支援

①虐待防止対策・子育て相談体制の強化

- 子どもの権利を擁護し児童虐待の発生を予防するため、子ども家庭総合支援拠点の適切な運営による相談支援体制の充実、関係機関との連携によるネットワークの強化、体罰によらない子育てに関する情報の周知・啓発に努めます。

②子育て支援の推進

- 地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、安心して子育てができる地域社会構築のため、地域子育て支援センターの充実や子どもは地域の宝事業などを実施します。
- さまざまな悩みを抱える保護者に対し、保育サービスの活用方法の案内などの支援を行う子育てコンシェルジュを配置するとともに広くその周知を行います。あわせて、子育て世代包括支援センターなどの関係機関との連携を強化していきます。

5 関連する計画

◆ 地域福祉計画

◆ 子ども・子育て支援事業計画

◆ 子どもの貧困対策推進計画

用語集参照

ICT／子育てコンシェルジュ／子ども家庭総合支援拠点／食育／地域子育て支援センター／放課後児童クラブ

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

8 健康・医療

9 スポーツ

10 地域福祉

11 子育て

12 高齢者保健・福祉

13 障がい者福祉

14 保険年金・生活自立支援

12 高齢者保健・福祉

1 目的

高齢者が住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい生活を送ることができる社会を実現すること。

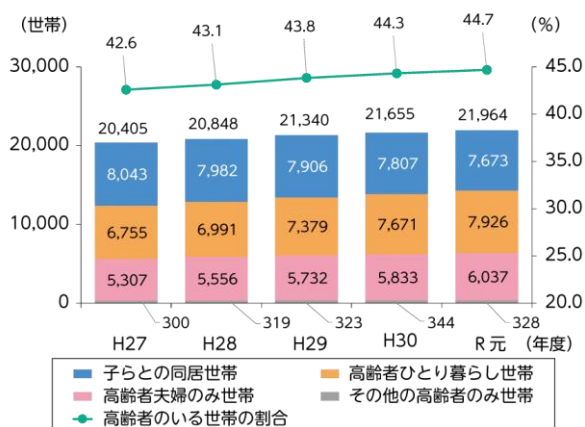
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
住民主体の通いの場への高齢者の参加率	13.3%	14.3%	地域で行われる居場所やサロンなど市が把握する住民主体の通いの場に参加する高齢者の割合
認知症サポーター養成者数	8,794人	12,000人	認知症サポーター養成講座を受講した人数 (H18年度からの累計)
介護サービス利用者における在宅比率	82.6%	84.0%	介護サービス利用者のうち、施設サービス以外のサービスを利用した人の割合

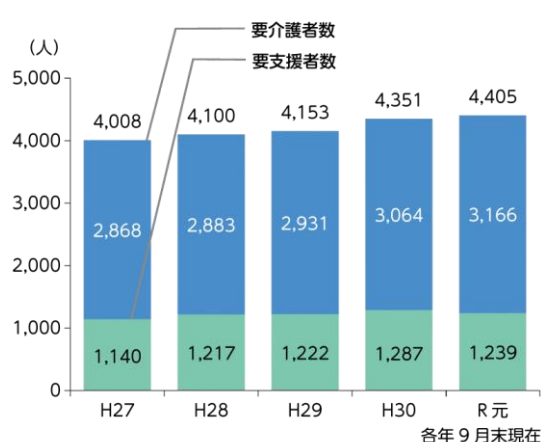
3 現状と課題

- 本市の高齢化率は令和2年(2020年)3月末で現在29.3%と、全国平均よりも高い状況となっています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)に向かって高齢化はさらに進行し、介護需要などが増加、多様化していくことが見込まれます。
- 生きがいや介護予防につながるよう、高齢者一人ひとりに合った社会参加を促進していく必要があります。また、元気な高齢者は地域の支え手となることも期待されています。
- 高齢者自身が介護予防の必要性を認識し、自発的に健康づくりや介護予防の活動に取り組めるよう支援することで、健康寿命の延伸を図る必要があります。
- 複雑化・複合化する高齢者の相談に的確に対応できる体制を強化し、地域で支え合うネットワークを構築することが求められています。また、在宅で医療と介護の両方を必要とする人が増加するなかで、両分野が連携し、一体的に提供される体制づくりも求められています。
- 今後、認知症の人の増加が見込まれます。認知症への理解や認知症の人の社会参加活動を促進するとともに、本人や家族のニーズに合わせた支援・施策を推進していくことが重要になります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅生活を多面的に支える体制の整備が求められています。
- 高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用希望者や介護保険施設への入所希望者の増加が見込まれるなか、必要なサービス量を確保し、質の高い状態で提供するとともに、適正かつ迅速な認定を行う体制の整備をすることが必要です。
- 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、災害時に自力での避難が困難な高齢者や感染症により重症化しやすい高齢者などへの対策を進めることが必要になっています。

高齢者世帯の状況



要支援・要介護認定の状況



4 施策の方向

(1) 高齢者保健・福祉施策の推進

① 地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた体制づくり

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の各サービスが切れ目なく提供される体制づくりを推進します。

(2) 高齢者の生きがいがづくりの推進

① 地域におけるさまざまな生きがいがづくり活動の促進

- 高齢者の社会参加を促進し、生きがいの創出につなげていくために、老人クラブやサロンなど地域での活動を推進し、時代に合った教室や交流の充実を図ります。
- 心身ともに充実した健康で明るい生活が送れるよう、生涯学習やスポーツ活動への参加を促進します。

② 高齢者の就労促進に向けた支援

- 高齢者の就労を促進するため、シルバー人材センターなどの関係機関との連携による就業機会の確保に向けた取組を行います。

(3) 健康づくりの推進と介護予防の充実

① 健康づくりの推進

- 関係各課が連携して高齢者の健康づくりを推進し、保健事業と介護予防の一体的な取組を進め、健康寿命の延伸を図ります。

② 介護予防の充実

- 高齢者が自立し、住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、社会参加を促進し、介護予防活動の普及・啓発を行うとともに、介護予防教室の開催やリハビリテーション専門職が関与する支援の充実を図ります。

(4) 包括的支援の推進

① 相談・支援体制の強化

- 地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、医療介護連携センターなどが連携しながら、高齢者の生活課題を多様な相談窓口で受け止め、地域での生活を総合的に支援する体制の強化に努めます。

② 在宅医療・介護の連携推進

- 地域の医療と介護の多職種・多機関とともに連携上の課題と対応策を検討します。また、在宅医療・介護に対する市民の理解を促進し、ACP（人生会議）の推進に努めます。

用語集参照

ACP／シルバー人材センター／生活支援コーディネーター／地域包括ケアシステム／地域包括支援センター／認知症地域支援推進員

(5)認知症施策の総合的な推進

①認知症の人を支える体制づくり

- 認知症の人やその家族の視点を重視しながら、市民の認知症への理解を促進するとともに、多様な人がかわりながら相談対応・支援活動の充実を図り、共生と予防の取組を推進します。

②認知症の人とその家族への支援

- 認知症の人やその家族、地域住民、ボランティアなどが集い、交流しながら相談や情報交換ができる場を設けるとともに、本人や家族の声を聞き、ニーズに合った支援を行います。

(6)地域生活を支える体制の整備

①支え合う地域づくりの推進

- 地域ケア会議や地域支え合い会議などで抽出された地域課題を踏まえ、ボランティアやNPOなどの多様な主体による、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築を支援します。

②地域での生活の継続に向けた支援

- 高齢者の安心な暮らしを支えるために必要な福祉サービスの提供、安全・安心な住まいの整備、交通安全対策、防犯対策などの実施に努め、災害・感染症対策にも取り組みます。

(7)暮らしを支える介護サービスの充実

①介護予防・介護サービスの充実

- 要支援・要介護状態の改善や悪化を予防し、安心して生活を送れるようにするため、自分自身に適したサービスを自ら選択して受けられるよう必要なサービス量の確保と質の向上に努めます。

②介護給付適正化の推進

- 介護を必要とする人を適切に認定し、事業者が必要なサービスを適切に提供できるように促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化に努めます。

③介護人材の確保

- 増加が見込まれる要支援・要介護認定者に対して、適切なサービスを提供するため、介護人材を確保し、資質の向上に取り組むとともに、業務の効率化を図ります。

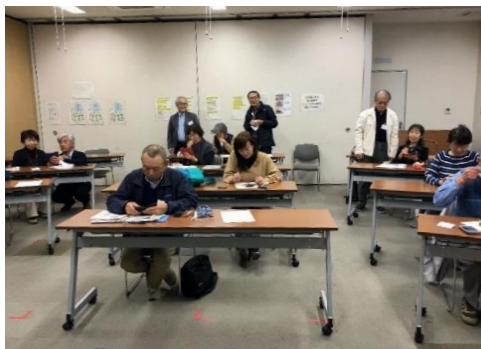
5 関連する計画

◆地域福祉計画

◆高齢者保健福祉計画

◆介護保険事業計画

◆健康づくり計画



▲Facebook で仲間づくり講座



▲住民主体の通いの場 三世代交流

13

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

障がい者福祉

1 目的

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができる社会を実現すること。

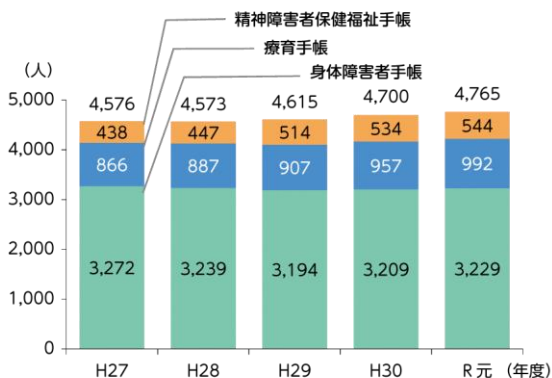
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
障がいのある人への理解度	34.8%	40.0%	市民意識調査で「非常に理解が進んでいる」「ある程度理解が進んでいる」と回答した人の割合
入所施設から地域生活への移行者数	16人	31人	入所施設などから、グループホームや単身生活などの自立した生活へ移行した人数 (H24年度からの累計)

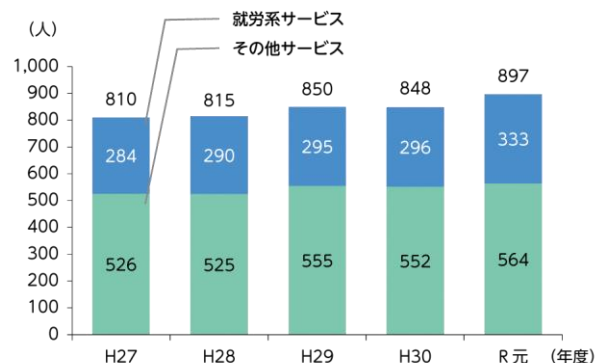
3 現状と課題

- 障がいのある人の定義が拡大され、発達障がいや高次脳機能障がい、難病も障害福祉サービスの対象になっています。近年の手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神・知的障がいのある人が増えています。
- 障がいのある人に対する理解・知識不足、無関心などによる虐待や差別は、依然として発生しており、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、理解の促進と各種サービスの提供体制の充実が求められています。
- 障がいのある人の就労ニーズが高まり、新たな職場開拓や職場定着のための障がい者雇用相談員の企業訪問などが増えており、企業側の理解促進が求められています。
- 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、基幹相談支援センターのさらなる充実が求められています。
- 災害時の避難生活において障がいのある人に対する理解の促進と避難所などでの具体的な対策が求められています。

障害者手帳所持者数



障害福祉サービスの利用者数



4 施策の方向

(1) 地域共生社会の実現

① 障がいのある人への理解促進と暮らしやすい環境づくりの推進

- 地域共生社会の実現に向け、各種啓発イベントなどを通じて障がいのある人への正しい知識や理解の促進を目指します。また、手話通訳者や要約筆記者の設置、障がい者施策推進アドバイザーの活動支援のほか、外出しやすくするための支援などを推進します。

② 地域の支援事業所・施設の機能強化

- 地域の事業所の機能強化に向けて、情報発信や研修会を開催します。また、市内施設建設時における相談支援のほか、地域生活支援拠点の早期整備に努めます。

(2) 自立生活の支援

① 各種障がい者手当・サービスの充実

- 各種障がい者手当を適正に支給するとともに、生活介護事業所やグループホームなど民間事業所の新規設立などを推進します。

② 雇用につなげる支援の推進

- 障がいのある人の自立に向けて、障害者就労支援施設などからの物品調達の促進や障がい者雇用相談員による就労の促進など、障がいのある人の雇用に関する理解の浸透と就労の促進に努めます。

(3) 相談・支援の充実

① 相談・支援体制の強化

- 市内の相談支援体制の充実を図るため、基幹相談支援センターの体制を強化するとともに、情報共有のため民間事業所との連携会議を開催します。

② 地域自立支援協議会の充実

- 障がいのある人が安心して地域生活が営めるよう、「三島市障がいとくらしを支える協議会」の活動を通じた、事業所との相互連携による情報共有や地域の課題解決を推進します。

③ 障がいのある人の権利擁護の推進

- 障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知と活用の促進や障害者差別解消法、障害者虐待防止法への理解を広げ、合理的配慮や対応指針に沿った取組を推進します。

(4) 災害時支援体制の構築

① 安全・安心な避難所環境の整備

- 災害時において、障がいのある人やその家族が安全・安心な避難生活を送るために、市の要配慮者班勉強会の定期開催や、福祉避難所施設の運営マニュアルの改正、福祉避難所設営訓練などを行います。

② 災害・防災情報の発信手段の整備

- 三島市災害ネットワーク委員会による検討を進めるとともに、災害時安否確認システムへの登録事業所の拡大に努めます。

5 関連する計画

- ◆ 地域福祉計画
- ◆ 障害者計画
- ◆ 障害福祉計画
- ◆ 障害児福祉計画
- ◆ 地域防災計画
- ◆ 水防計画

14

基本目標2 健康で福祉が充実したまち

保険年金・生活自立支援

1 目的

社会保障制度の健全で適正な運用により、誰もが生涯にわたり安心して自立した生活を送ることができる環境を整えること。

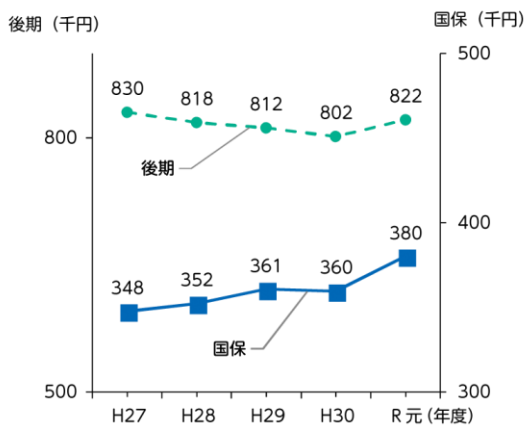
2 指標

指標名	現状値 (令和元年)	目標値 (令和7年)	指標の説明
特定健診受診率	40.8%	45.8%	国民健康保険における特定健康診査受診率 (対象者のうち年度末時点の受診実人数の割合)
自立支援プラン策定件数	81件	156件	自立相談支援機関において、相談者の支援プランを策定した件数(年間)

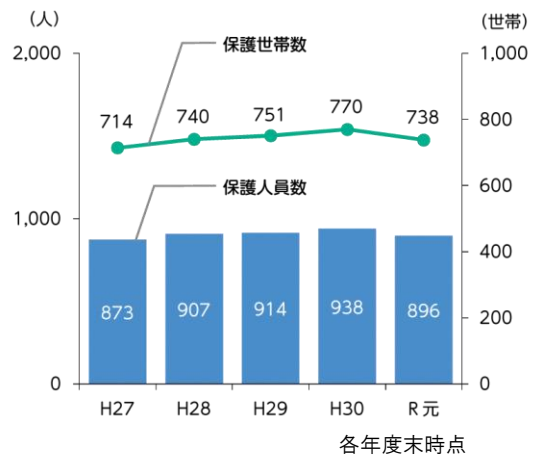
3 現状と課題

- 市民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるよう、国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金、生活保護制度の適正で持続可能な運用が求められています。
- 国民健康保険では、1人当たりの医療費が10年前に比べて1.38倍に増大し、保険税負担が上昇する傾向にあり、被保険者の健康維持増進に向けた取組や適正な保険制度の利用が求められています。
- 特定健診の受診率向上や健診を受けやすい環境整備、重症化を防ぐための保健指導の強化などによる生活習慣病予防が重要になっています。
- 高齢者人口が増加するなか、後期高齢者医療制度全体の医療費の増加や負担率の変更、被保険者1人当たりの負担の上昇などが想定され、個々の健康課題に対応したフレイル予防や重症化予防などの保健事業の取組が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する人の増加が見込まれることから、生活保護制度の適切な運用と自立支援、また生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援が求められています。

国民健康保険と後期高齢者医療の医療費
(1人当たり)



生活保護の被保護者世帯数と人員



4 施策の方向

(1) 国民健康保険の健全な運用

① 医療費の適正な給付

- 医療費の適正な給付に向けて、被保険者資格の適正化や重複・頻回受診者、治療中断者、重複服薬者への受診指導・服薬指導に努めるとともに、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を促進します。

② 被保険者に対する保健事業の推進

- 受診勧奨や受診機会の充実に努め、特定健診や人間ドックなどの受診率の向上を図り、生活習慣病の予防を促進するとともに、特定保健指導や訪問指導などにより生活習慣病の重症化を防ぐことで、医療費の抑制に努めます。

③ 国民健康保険の健全な財政運営

- 国民健康保険税の収納率の向上や、納税意識の醸成に向けた啓発とICTを活用した納付方法の拡充を進め、保険者努力支援制度の活用などにより財源の確保に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運用

① 制度の適正な運用

- 静岡県後期高齢者医療広域連合との連携を強化し、被保険者資格などの適用の適正化や保険料収納率の向上を図ります。

② 被保険者に対する保健事業の推進

- 健康診査、人間ドックなどの受診率向上に努めるとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組による健康教育・相談、フレイル対策をはじめとした生活習慣病の予防、重症化予防のための個別指導の充実に努めます。

(3) 国民年金制度の周知

① 加入啓発の促進、追納制度の周知

- 日本年金機構と協力・連携し、厚生年金保険離脱による国民年金への移行の確実な適用を推進するとともに、広報などによる制度情報の周知・啓発に努めます。

(4) 生活困窮者自立支援制度の適正な運用

① 制度の適正な運用

- 生活保護受給者になる前段階にある生活困窮者への支援を行い、自立の促進を図ります。

② 相談体制の充実

- 生活困窮者の多様な相談に迅速かつ適切に対応するため、三島市生活支援センターにおいてハローワークや社会福祉協議会などと連携した自立支援を行います。

(5) 生活保護制度の適正な運用

① 制度の適正な運用

- 生活に困窮する市民が健康で文化的な生活を送れるよう、その困窮度に応じて必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、生活や就労に関する助言・指導により自立を支援します。

5 関連する計画

◆ 地域福祉計画

◆ 国民健康保険保健事業実施計画

◆ 健康づくり計画